

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所	第3委員会室
			担当職員	山内
日 時	平成26年5月8日(木)		開 議	午前 10 時 00分
			閉 議	午前 11 時 45分
出席委員	吉田 中村 並河 田中 山本 石野 堤 木曾			
執行機関出席者	木曾教育部長、川勝教育部次長、河原教育総務課長、松山学校教育課長、塚本学校給食センター所長、中西建築住宅課長			
事務局	藤村事務局長、山内事務局次長、阿久根副課長			
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

1 吉田委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

10:03～

3 案件

わがまちトーク～放課後児童会について～の総括について

<吉田委員長>

わがまちトーク～放課後児童会について～の総括を行っていききたい。

お手元配付の資料で、わがまちトークでの市民意見について網羅をしていただいております。さらにカテゴリー別に分類していただいているものがあるが、それぞれ読んでいただき、これはできないだろうと思われることを除いて、優先順位をつけて、要望事項としてあげていきたい。

まず、「時間延長について」意見をよろしく願います。

<並河委員>

代休の件だが、運動会の翌日、月曜日が休みになることは事前にわかっているので、従来どおりの対応でなく、親が安心して働ける体制づくりを支援すべきと考える。

<石野委員>

時間延長については、指導員確保の問題や、保護者負担についても考慮する必要がある。

<吉田委員長>

朝の開始時間については、学校側としても早い方が安心であるということもあるので、早める方向で考えてもらえればと思っているが、よろしいか。

全員了承

それでは、時間延長については代休について最優先で対応していただきたいということ、朝の時間については、保護者同伴も含めて、早く子どもを預けたいという人には、そのような対応をしていただけるよう要望していききたい。ただ、その裏返しとして、これらの対応をするのであれば、保護者負担がどのくらいになるのかなど、教育委員会から回答をいただければと思っているが、よろしいか。

全員了承

石野委員から話のあった指導員の確保についてであるが、何かアイデアはあるか。単純に思いつくのは、放課後児童会を利用されている保護者に、空いている日には、指導員の手伝いをしていただくこと、また、指導員の募集をするときに、保護者にも声かけをすることなどが考えられる。

<木曾委員>

放課後児童会の指導員に係る規定がどのようになっているのか、一定の制約があるのか調べる必要がある。ボランティアで来てもらうことも可能かもしれないが、何か問題が生じた場合に、どのように整理するのかなどについても教育委員会において調べてもらう必要がある。そのようなことを調べた上で、通常の指導員の採用と組み合わせれば、時間延長の問題も解決するのかもしれない。

<吉田委員長>

ボランティアでなく、指導員の補助者として、アルバイトで入っていただき、何年か経験を積めば指導員になるといったようなイメージを持っている。人件費は当然に上がってくるので、保護者の負担についてもどうなるのか回答をもらうこととしたい。

全員了承

次に、「指導員について」意見をよろしく願います。

<石野委員>

指導員の配置についてであるが、長年の人が代われ、今は3人の人が交替で入られているところもあり、年間を通して入ってもらえるような要望も聞いているところである。

<中村副委員長>

時間延長も含めてだが、指導員の確保が急務である。川東小で3人が一斉に代わられた事例もあるが、すべてが川東小のようでなく、地域によって事情が違う。教育委員会も混乱を引き起こすような人事はしないと思うので、教育委員会に確認すれば解決する問題であると考えます。

<吉田委員長>

指導員の人事の問題については、教育委員会で確認をとることとしたい。指導員についての情報交換の機会を作ることについては、質問事項としてあげていきたいと思うが、よろしいか。

全員了承

<並河委員>

指導員が不足するという事は、責任ある仕事の一方に対価が安いという現状によるものと考えます。待遇面の改善を考えるべきと思う。

<山本委員>

指導員を募集しているということや、雇用条件を知らない人が多い。どうしたら指導員になれるのか聞かれることもある。どのように募集をかけているのか、また、今後どうすれば指導員が集まるのか、教育委員会に確認すべきと考えます。

<吉田委員長>

指導員の待遇については、扶養の範囲内であるということもあり、難しい面もあるが、募集については、説明を求めていきたいと思うがよろしいか。

全員了承

次に「預ける学年について」だが、教育委員会においても、平成27年度から6年生まで拡大をする方向で検討されることとなるが、この内容について、意見を願います。

< 木曾委員 >

各学校においては、早期の実施に向けて、計画性をもって進めてもらいたい。今年の2学期ぐらいまでに整理して、来年度に向けていくようにしなければならないと考える。

< 山本委員 >

4年生から6年生までの要望の状況などを把握するため調査が必要と考える。

< 吉田委員長 >

時間延長も含めてだが、利用者に対してアンケートをとる必要がある。

< 木曾委員 >

転入者に対し、しっかりと、きめ細かく情報提供をすべきである。住みやすいまちにするためにも、できることからやっていく必要がある。

< 吉田委員長 >

学年枠の拡大について、夏休みだけは早くできないかという意見が印象に残っているが、4年生以上の夏休みの対応について、可能かどうか確認したいと思うが、よろしいか。

全員了承

次に「費用の問題について」だが、先ほどの話の中にも出ていたように思うが、時間延長などの要望に伴い、どれだけ負担が増えるのかを教育委員会で考えていただき、その結果をホームページ等にのせていければと思うが、よろしいか。

全員了承

次に「警報発令時の対応について」であるが、警報発令時でなく、災害発生時のマニュアルがないということだが、マニュアル作成の考えがあるのかどうか確認をしていきたい。

< 木曾委員 >

警報が出た時に児童を学校から帰らせることとなるが、放課後児童会があるという前提で保護者は仕事をされているので、その時どのように対応するのか整理すべきである。緊急の場合どうするのか、学校との連携も含めて明確にしておくべきである。

< 吉田委員長 >

質問事項としてあげさせていただき、教育委員会と意見交換していければと考える。

< 山本委員 >

警報発令時に、学校が休校になった場合にも放課後児童会をあけていただきたいという意見があり、物理的に無理ということも資料の中に書かれているが、習志野市の鷺沼小学校のように学校の休校時でも実際にやっているところもあるので、亀岡市においても可能かどうか考えていければと思う。

< 吉田委員長 >

警報発令時の対応については、難しい面もあると思うが、そういう事例もあるのであれば、本市においても対応可能か検討願うこととしたい。

それ以外に、歳の近い子の家庭と離れた子の家庭で減免等で違いがあることについて意見もいただいていたが、これについては、教育委員会あるいは福祉の方で回答を求めていきたい。

いろいろとお話しをしていただいたが、「代休の対応」「4年生以上の長期休暇の対応」「利用者を対象としたアンケートの実施」の項目については、優先度を上げて対応を願いたいということを伝えていきたい。

あと、質問事項としては、「指導員の募集の仕方について、周知できているか」「保護者と指導員の情報交換についてどのように考えるか」「学年のあいた子の対応の差

について」をあげていきたい。また、「災害発生時のマニュアルについての考え方について」も聞いていきたいと考えている。

<山本委員>

利用者対象のアンケートということだが、4年生から6年生までの保護者は対象外となってしまうのではないか。

<吉田委員長>

4年生から6年生の保護者は、先般のアンケートですでにされているので、今回は実際に利用されている人へのアンケートということで、ご理解いただきたい。

(要望事項、質問事項の再確認)

全員了承

山本委員の意見(休校時の放課後児童会の開設)については、しっかり伝えて回答を求めている。

アンケートの集計を読んでいただければと思うが、広報広聴会議の期待していたとおり、今までなかった世代と性別の方がこられてよかったのではないかと考えている。

要望事項等については、一旦回答をいただくなり、また、教育委員会を直接呼び出して回答いただいても結構だが、その結果は、フェイスブックやホームページ等で公表していきたい。

教育委員会には、積極的な対応をしていただけるよう求めている。

以上で、わがまちトークの総括とさせていただきます。

行政視察について

<吉田委員長>

次に、行政視察についてだが、5月12日から14日まで、志木市、柏市、野田市にいかせていただく。事前の勉強会ということで資料を配付させていただいているが、その中で「視察項目に係る本市の対応・考え方」という資料を基に、視察先で聞きたいこと等を事前にとりまとめて先方に伝えていきたい。

まず、公文書管理条例の制定についてだが、志木市においてその勉強をさせていただく。

視察項目の概要については、条例制定までの取組み、制定後の効果・反響などについて思っている。

亀岡市の現状と課題については、公文書管理条例を設けておらず、情報公開条例のもとで、文書取扱規則の中で公文書の取扱いについて規定しているところである。課題としては、公社の文書が公文書扱いになっていない。亀岡市情報公開条例の中でどのように位置づけられているのか等を含めて課題と考える。文書管理条例について、条例化したくないように感じるが果たしてそれでよいのか。大きな問題については、亀岡市の重要な施策の意思決定過程が公文書として保存されているのかも含めて、亀岡市の課題と考える。

<田中委員>

国の方でも、閣議決定の議事録を公開するというようになってきているので、意思決定の経過がわかるものが大事だと思う。条例を作ってきたり規定することが市民に情報を公開するためだけでなく、行政的にも必要だと考える。

<木曾委員>

意思決定のプロセスを文書として、貴重な経験として残しておく必要がある。国・地方を問わず、公文書管理の範囲を勉強する必要がある。

<吉田委員長>

必要性はあるが、現状として条例がないというのが課題ということになる。

次に、視察時の調査・質問事項についてあればよろしく願います。

<木曾委員>

志木市においては、すでに条例を制定されているので、管理上のメリット、デメリットや、文書管理について、一括管理方式なのか、各担当課による管理なのかを聞いていきたい。

<並河委員>

国の流れの中で、地方自治体も条例を制定するようになってきたが、志木市においてはどのような経緯の中で制定に至ったのか聞きたい。

<田中委員>

志木市では、保存ファイルで保存ということなので、紙での保存ということだと思うが、マイクロフィルム、デジタル化の考えがあるのか聞いていきたい。

<吉田委員長>

他によろしいか。なければ、とりあえず以上の項目を事前に相手に伝えたい。

次の項目の、児童虐待及びいじめ防止条例の制定についてであるが、柏市で学習させていただくが、視察項目の概要については、資料記載のとおり、条例制定までの取組み状況等である。

亀岡市の現状と課題について、本市では基本方針を策定することとしているが、条例制定は義務化されていないので、現時点では条例化はしないということである。

<山本委員>

私が以前、一般質問させていただいた時は、基本方針は努力義務だったが、それが本市にあった基本方針を作っていたことで、パブリックコメントも済んで、間もなく作成されることとなる。それにまだ条例を作ることになるが、条例を作ることには実効性があるのか、本当に必要なのか。可見市では条例を作って、条例を具体化するために基本方針を作っている。亀岡市はその逆なので、どういうふうに考えたらよいのか確認したい。

<木曾委員>

基本方針だけだと努力義務だが、条例を作ることは決めなければならないということなので、それだけ重みがあると思う。

<山本委員>

条例は実効性があるものと思うが、基本方針ができて条例になるので、逆になるので、条例の文面はしっかりと考えなければならないと思う。

<吉田委員長>

基本方針があって条例を作るのであれば、基本方針に基づいた教育を行わなければならないといった条例になる。このことにより、基本方針に強制力を持たせることになり、実効性が出てくると考えるが、そのあたりを勉強していければと思う。

質問項目としては、基本方針と条例制定の関係や、方針を策定中だが条例制定によりどれだけ効果が上がるのか、などを聞いていきたい。

<山本委員>

基本方針は作ることになっているが、条例を作ることにより、それが強いものとなるよう期待している。議会に報告というのがなかったので、条例に盛り込んでいければと考える。基本方針をより強いものとするための条例制定ということで勉強していきたい。

<田中委員>

いじめ、虐待が起こった時の第三者機関の設置については規定がなかったように思

うが、どのように考えているのか聞きたい。

<山本委員>

柏市では、条例は出来ているが基本方針はあるのか、学校の基本方針はあったが、市の基本方針がなかったように思うので、聞いていきたい。

<吉田委員長>

他によろしいか。

なければ、公契約条例に移らせていただく。

視察の概要については、取組み状況や制定後の効果等をあげたい。亀岡市の現状については、資料に記載のとおりである。課題についてはどうか。

<田中委員>

条例制定で、賃金等が規定されているが、それが実行されているのか、具体的にどのように検証しているのか知りたい。

<吉田委員長>

質問項目として、「賃金の確保がされているのかの検証」をあげていく。

課題として、事業者が悪影響を及ぼすという本市の考え方について、労災に入ったり最低賃金を守ることなど、当然のことを条例化することがどうして悪影響を及ぼすことになるのか理解できないので、これが課題だと思っている。質問項目として、条例制定時に事業者に対してどういう説明をされて、事業者がどういう理解をされているのかお聞きしたい。

他に何かあるか。なければ事前調査としてはこれくらいとする。

それでは、次の行政報告を受けるまで暫時休憩する。

10:50

(休 憩)

11:00～

行政報告

(理事者 入室)

・給食牛乳異物混入(疑い)の対応

塚本学校給食センター所長より経過等説明

<質疑なし>

・スクールバスの事故報告

松山学校教育課長より経過等説明

<質疑>

<山本委員>

運行委託業者である共立メンテナンスが謝罪されているということだが、バスとトラックとどちらが事故原因だったのか。

<学校教育課長>

今のところ会社から警察の状況や判断についての報告は受けていない。

<山本委員>

現場はカーブミラーが設置されているが、見通しが悪いところであり、安全運転に心掛けていただくのが第一であるが、通学路であることの表示も含めて、教育委

員会としての対応は考えているのか。

< 学校教育課長 >

再発防止に向けて、そういったことも含めて考えていきたい。

< 山本委員 >

視覚にうったえられるようなものがあれば、対応をよろしく願います（要望）

< 木曾委員 >

交通事故なので、100%防ぐことは難しいとは思いますが、西別院で車庫にあたったということも聞いており、そしてまた今回の事故で2回目となる。再三にわたってこういうことが繰り返されるということであれば、教育委員会も子どもの安全ということを考えて、バス会社に戻していくということも考えていかなければならない。

< 学校教育課長 >

今までは非常勤嘱託職員で対応してもらっていたが、今回、別院中学校のスクールバスを購入して、東・西別院小学校についても委託という形で進めているが、同じような事故を繰り返さないように対応していきたい。

< 木曾委員 >

お金だけの問題ではなく、子どもの安全ということを重視し、安全運行のあり方ということを考えていただくことを基本にしてほしい。（要望）

< 田中委員 >

業者決定の入札時の仕様書の中で、運転手の資格等を書いていると思うが、業者決定後、その資格については確認しているのか。また、今回の運転手の年齢は。

< 学校教育課長 >

安全運転が第一であるということを仕様書、契約書に規定している。今回の運転手は、以前、市の非常勤嘱託職員であった方だが、年齢は63歳ぐらいだと思う。

< 田中委員 >

生命にかかわる業務なので、年齢によって反射神経も微妙に影響してくると考えられるので、十分に気を付けていただきたい。市の非常勤嘱託職員だったということだが、運転手の要件・能力に十分注意してもらいたい。

< 吉田委員長 >

60歳代の運転手ということだが、どうしてもお金がないのはわかるが、低賃金で運転手を雇うとすると60歳を超えた方となるケースが多いが、安くすることを最優先と考えるので、安全を一番に考えてもらいたい。この会社は昨年も一度フェンスにぶつけるということをやっている。運転手は違うが会社は同じと聞いている。本当にその業者でよいのかということを考えなければならない。次に事故を起こすようなことがあれば、運行业者のみならず、教育委員会の業者選定も問題になってくるので注意していただきたい。お金でなく安全第一でよろしく願いたい。（要望）

警察への連絡を取られて事故の対応はされたと思うが、運転手が一旦学校へ行かれたのは警察への連絡後か。

< 学校教育課長 >

事故が起こって動転していたということもあるが、早く子どもを送ることを優先したと思う。たぶん、事故が起こってすぐ学校へ送って行ったと思う。

< 吉田委員長 >

事故を起こした時のマニュアルがあると思うが、相手のあることでもあり、警察を呼ぶとか、けが人があれば救急車を呼ぶとか、そういうことが最優先であり、子

どもを学校に連れて行くのが最優先ではない。経緯をしっかりと調査してもらいたい。事故後の対応とか、しっかり安全講習等のできている業者を選ばなければならない。経過報告をよろしく願います。

・ 亀岡小学校建設工事の変更契約に係る専決処分の事前報告について

河原教育総務課長、中西建築住宅課長より内容説明

< 質疑 >

< 木曾委員 >

金額的には700万円ということで問題はないと思うが、亀岡中学校のこともあるので、専決しなければならない内容なのか、また、工事はすでに終わっているのか、これからしようとするものなのか。

< 建築住宅課長 >

校舎のタイルを部分的にはがした時に剥離が見受けられたので、全体的にやる必要がでてきたので、今回、変更を行うものであり、工事の施工については、夏休みに行う予定をしている。

契約については、現在、その手続きを進めているところであり、まだ契約はできていない。契約ができ専決ができた段階で6月議会に報告させていただきたい。

< 吉田委員長 >

金額が安いと思うが。

< 建築住宅課長 >

仕上げについては、当初の中に入っているもので、今回の増額については、下地を落とし、もう一度作るという内容でこの金額となっている。

< 田中委員 >

6月定例会で専決の承認を求めるということだが、契約が済んだら夏休みまでに変更契約の工事がされるということか。

そうでなければ専決でなしに6月定例会に議案として提案すればよいのではないか。

< 建築住宅課長 >

専決については、法第180条の規定により行うものである。

< 教育総務課長 >

専決を速やかにさせていただく理由は、準備行為のこともあり、また、法的にも専決ができるということもあるのでよろしく願います。

< 吉田委員長 >

他になければ、この件についてはこの程度とさせていただく。あと、川東・高田の話が少しあると聞いているが。

< 教育総務課長 >

川東・高田中学校の第一期工事は3月に完成し、昨日から新たな校舎で中学生が授業を開始したところであるが、いろいろとお世話になりお礼申し上げます。

第二期工事については、6月定例会で工事契約の議案を提出させていただくのでよろしく願います。

< 吉田委員長 >

行政報告については、以上とさせていただきたいが、よろしいか。

全員了承

(理事者 退室)

11:40

4 その他

(行政視察におけるチケット配付、集合時間等の確認)

次回の日程について

<吉田委員長>

次回の日程については、5月20日(火)午前10時から、行政視察のまとめ等を行うということによろしいか。

全員了承

それでは、これで、総務文教常任委員会を閉議する。

11:45 閉議